

「ホテル誘致営業活動強化事業」業務委託に関する 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本事業は、観光消費額の持続化及び最大化に向け、上質な宿泊施設の誘致を推進することを目的とする。

令和7年の観光消費額は過去最高の1,987億円となり、「ネクストふくい観光ビジョン」に掲げる目標値(1,700億円)は達成された。

一方で、当該水準の維持・更なる拡大に向けては、旅行者の滞在時間の延長及び宿泊者数の増加が課題となっている。特に、インバウンドを中心とした高付加価値志向の宿泊需要に対応するためには、上質な宿泊施設の整備が不可欠である。

このため、本事業では、観光・宿泊需要の予測や競合環境の分析等を実施し、県内進出の可能性を示す戦略的な営業資料を作成するとともに、当該分析結果およびホテル業界におけるネットワークを活用した営業活動を展開することで、効果的なホテル誘致を図る。

2 業務概要

(1) 業務名

ホテル誘致営業活動強化事業

(2) 業務内容

別紙1 ホテル誘致営業活動強化事業委託仕様書(以下、「仕様書」)のとおり。

(3) 委託契約金額の上限

14,600,000円(消費税および地方消費税を含む。)

(4) 履行期限

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 企画提案書を提出するものに必要な資格および参加申込書の提出

(1) 応募資格

この企画提案に応募できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができ、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと

イ 本業務の応募資格認定の日において現に福井県の指名停止措置を受けていないこと

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生法手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと

エ 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること

① 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人および団体でないこと
- カ 福井県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること
- キ 消費税および地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がない者であること
- ク 企画提案審査会前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと
- ケ 福井県から訴えを提起されていないこと
- コ その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること

これらの要件は、参加申込時から契約締結時まで継続的に満たしていること。なお、一の募集につき、一の団体が複数の参加申込み（他の団体と共同体を構成して参加申込みする場合も含む）を行うことはできない。

(2) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出すること。

① 提出期限	令和8年7月23日（木）17時まで（必着）
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	「10 問合せ、書類提出先」に同じ。
④ 提出書類	(1) 企画提案参加申込書（様式1） (2) 企画提案参加資格誓約書（様式2） (3) 企画提案参加事業者の概要、事業内容等が分かる書類（様式任意） (4) 直近2期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し (5) 福井県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の滞納がない旨の証明書 (6) 商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し (7) 福井県入札参加資格証の写し
⑤ 提出部数	1部
⑥ その他	参加申込書提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案を辞退しても、今後、当該辞退による不利益な取扱いはしない。

(3) 応募資格審査の結果通知

上記（2）により企画提案参加申込書を提出した者については、応募資格要件を審査し、その結果を令和8年7月24日（金）までに通知する。

4 質問および回答

本業務に関する質問は、質問票（様式3）により、令和8年7月23日（木）17時までに、「10 問合せ、書類提出先」あて、電子メールにて提出すること。

質問に対する回答は、令和8年7月24日（金）までに、電子メールにより参加者全員に対し通知する。ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

5 企画提案書の提出

① 提出期限	令和8年7月29日（水）17時まで（必着）
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	「10 問合せ、書類提出先」に同じ。
④ 提出書類	企画提案書（A4サイズ、様式は任意（白黒、カラーどちらも可）） 記載事項については別紙2「企画提案書記載項目」と相対できるよう整理して記載すること。
⑤ 提出部数	正本1部、副本9部（紙で提出すること。） また、電子データでも提出すること。（メールで提出すること。）
⑥ その他	提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

6 委託先候補者の選定等

(1) 選定審査の実施

「ホテル誘致営業活動強化事業」業務委託先選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出された企画提案書等に基づき審査する。

(2) 審査方法

委員会において、企画提案書提出者によるプレゼンテーションを実施する。企画提案書およびプレゼンテーションの内容について審査し、算出された評価点が最も高い提案者を委託先候補者として決定する。

プレゼンテーションは令和8年8月3日（月）に福井県大手合同事務所にて実施予定で、時間等は別途通知する。

〔審査の観点〕

- ・事業目的（県内へのホテル誘致）を十分に理解し、業務内容およびスケジュールが具体的かつ実現可能なものとして提案されているか。
- ・調査・分析手法が具体的であり、信頼性および実現可能性の高い内容となっているか。
- ・調査・分析結果を宿泊施設誘致に結び付けるための提案内容が具体的かつ実効性の高いものとなっているか。
- ・ホテル事業者、オペレーター、投資家等へのアプローチ方法が具体的であり、実際の誘致につながる実効性の高い内容となっているか。
- ・業界ネットワーク、類似業務の実績および業務実施体制を有し、円滑かつ効果的な業務遂行が見込まれるか。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらず申込者全員に書面にて通知する。なお、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

7 契約の締結

福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査のうえ、委託契約を締結する。

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 委託先候補者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実にない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適當となるような事情が生じたとき
- (4) 令和8年度6月補正予算が成立しなかったとき

8 再委託

本委託業務の全てを再委託することはできない。ただし、必要に応じ一部を再委託する場合、福井県に協議のうえ、その承諾を得ること。

9 その他

- (1) この公告にかかる一連の手続きおよび業務の契約等に関する手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案にかかる一切の経費は、応募者の負担とする。

10 問合せ、書類提出先

〒910-0005 福井市大手2丁目4-13 大手合同事務所
福井県交流文化部観光政策課 宿泊・周遊推進室（担当 朝日）
電話：0776-20-0380 FAX：0776-20-0381
電子メール：kankou@pref.fukui.lg.jp
（土・日、祝日を除く、9時～17時まで）